

第十九回国会
衆議院

建設委員會議録 第十一号

昭和二十九年三月十三日(土曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長代理 瀬戸山三男君

委員 内海 安吉君 田中 角榮君

理事 中島 茂吉君 志村 茂治君

逄澤 寛君 岡村利右衛門君

高田 弥市君 赤澤 正道君

村瀬 宣親君 三鍋 義三君

山下 榮二君 佐竹 新市君

出席政府委員

大藏事務官 阪田 泰二君

(理財局長) 南 好雄君

建設事務次官 南 好雄君

委員外の出席者

建設事務官(住宅経済課長) 鮎川 幸雄君

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

三月十一日

委員三鍋義三君辞任につき、その補

欠として山崎始男君が議長の指名で

委員に選任された。

同月十三日

委員山崎始男君辞任につき、その補

欠として三鍋義三君が議長の指名で

委員に選任された。

三月十二日

船越水道開き、工事施行に関する請

願(長野長廣君紹介)(第三三七五号)

桐生川改修工事反対に関する請願

(山田長司君紹介)(第三三七六号)

道路工事につき国の直轄工事継続施

行に関する請願(中島茂吉君紹介)

(第三四〇五号)

ヌツチ川改修工事施行に関する請願

(椎龍三郎君紹介)(第三四〇六号)

鳥の海護岸工事施行に関する請願

(内海安吉君紹介)(第三四〇七号)

大高根射撃場使用による特別損失補

償に関する請願(松岡俊三君紹介)

(第三四三五号)

長磯、白泉間の道路改修工事施行に

関する請願(川村善八郎君紹介)(第

三四八九号)

海岸浸しよく、防上対策工事施行に關

する請願(山崎岩男君外三名紹介)

(第三四九〇号)

道路整備費の財源等に関する臨時措

置法による予算措置に関する請願

(田中好君紹介)(第三四九一号)

保津村住宅地帯堤防等改修工事施行

に関する請願(田中好君紹介)(第三

四九二号)

鳥羽地内上桂川右岸堤防補強工事施

行に関する請願(田中好君紹介)(第

三四九三号)

大敷地内上桂川右岸堤防災害復旧工

事施行等に関する請願(田中好君紹

介)(第三四九四号)

幡豆郡の災害復旧工事施行に関する

請願(中野四郎君紹介)(第三四九五

号)

年谷川下流改修工事施行に関する請

願(田中好君紹介)(第三四九六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

住宅金融公庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第七八号)

災害復旧に関する件

○瀬戸山委員長代理 これより会議を

開きます。

ただいま委員長が不在であります

ので、理事であります私がかわつて、

暫時委員長の職務を代行いたします。

住宅金融公庫法の一部を改正する法

律案を議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑は

通告順に従つてこれを行います。内清

安吉君。

○内海委員 去る九日、師岡住宅局長

から提案理由の説明がありまして、概

念的にはよくわかつたのでありますけ

れども、これが実施の上において、多少

の支障を来すのではないかと、この機会

点があるように思ひますので、この機会

に、二三の質問を試みたいと存じます。

今度の公庫法の改正は、むしろおそ

きに失するくらいがあるのでございま

す。これが実施をするにあたりまし

て、特に適切な措置を要すると思えら

れるものが、数々あると思われるので

あります。これに対して当局はいか

なる準備と対策を持っておられるか、

具体的にこの機会に御説明を得ますな

らば、本案の審議の上においてもまこ

とに円滑に進めることができると思

うのであります。ひとつ具体的に、詳細

に御説明を願ひたいと思ひます。

○鮎川説明員 ただいま御質問のござ

いました改正案の実施のための準備の

点でございますが、この法律の改正

は、従来の公庫法において定められた

貸付条件その他の変更が主になつてい

るわけでございまして、大部分は、従

来の既定計画の範囲内において貸付を

やります際に、条件等を変更いたして

できるわけでございまして、ただ宅地対

策として取上げております土地の開発

造成事業につきましては、若干の資金

を必要とするわけでございまして、た

だいまのところ、その資金につきまし

ても、さきに衆議院を通過いたしまし

た予算の範囲内において実施する考

でございまして、土地の開発造成事業

につきましては、二十九年度において

は既存約二十万坪程度の開発事業を行

う予定でございまして、これに要する資

金につきましては、二十九年度の事業

計画の範囲内におきまして、その資金

繰りややつて実施いたす予定をいたし

ております。実施のやり方の詳細な点

につきましては、ただいまその準備を

いたしておりますので、若干変更はあ

りますが、大体そういう程度で考えて

いるわけでございまして。

○内海委員 私の承りたいのは、どう

いう方向に向つておやりになるのか、

一体どんな準備をされているのかを承

つてゐるのです。

○鮎川説明員 この法律の実施の準備

につきましては、この法律が通過いたし

ますれば、これに基づきまして、それぞ

れの項目について業務方法その他を整

備して実施するわけでございまして、

先ほど申し上げましたように、この改

正の大部分は、従来の条件をいう、それ

さえできれば、できるわけでございま

す。

○内海委員 ただいまの御答弁に満足

することはできませんけれども、いず

れ局長がお見えになつてから……

これに関連して、従来住宅公庫によ

る住宅の建築の実績、これの長所と短

所について、具体的に御説明ができま

すならばこの機会に承つておきたい。

○鮎川説明員 ただいま御質問のござ

いました住宅金融公庫の実績につい

て、まず御説明申し上げます。御承知

のように、公庫は昭和二十五年の六月

に創設されまして、二十九年度におい

て五年目を迎えるわけでございませ

が、昭和二十五年以来大体毎年五万戸

ないし六万戸程度の住宅の建設をいた

して参つたわけでございまして、二十

九年度末になりますと、大体二十五、六

万程度の住宅金融公庫資金の支出によ

る住宅が建設されるわけでございま

す。住宅金融公庫による住宅は、御承

知のように一般の金融機関から融資を

受けられないいわゆる勤労階級が、自

己資金のみによつては住宅を建設でき

ない場合に、その不足分に対して国

が、八割程度の融資をいたして住宅を

建設いたしているわけであります。

これによつて各個人は大部分持家とし

て住宅金融公庫の資金によつて相当の

住宅を建設されて来たわけであります。

なおそのほかには、いわゆる賃貸

住宅と申しまして、公共団体等が頭金

を出しまして、その残額について公庫

が融資をいたし、鉄筋のアパートを建

設いたしまして、比較的安い家賃で賃貸住宅を提供いたして来たわけでございます。このように一般勤労階層に對して持家を提供いたし、また低い家賃の貸家を建設して参つたわけでございまして、こういう制度によりまして、なか／＼建てられなかつた住宅が相当建設されたことは、いろ／＼な面において公庫の持つてゐる大きな一つの使命であり、また過去において果たした業績であると思つております。

ただ、こういう従来のやり方におきましても、いろ／＼な問題が出て参つたわけでありまして。たとえば土地の値上りあるいは建築費の値上り等によりまして、従来の階層がなか／＼利用できなくなつて来たという面が見えて参りましたので、従来の勤労階層がこの公庫を従来通りに利用できるやうにしようという面におきまして、今般の改正案を出したわけでございまして、こういう点において、改正が実現されますならば、従来の階層が広く公庫資金を利用できまして、良質堅固な住宅が建設されるものと期待いたしておるわけでございまして。

○内海委員 もう二点ばかり伺ひたい。市街構成並びに市民生活便益の観点から、もう一つ承つておきたいと思ひます。従来土地取得の困難性と個人住宅の建築等から、道路、水道、下水、電気、ガス等の公共的施設は公共的施設に恵まれぬ多くの住宅が建設せられ、市民の不利、不便と、公共団体の負担増大の伴つた傾向が認められたのではないかと思ふのであります。この点に對して、十分御注意を払われたことと思ふのでありますが、これらの傾向に對して一政府はどんな考

えを持つておられるか、この点をちよつと承りたい。

○南政府委員 お答え申し上げます。内海委員の御質問は、まことにこもつともな御質問でございますが、今までの公庫の貸付け条件は、御承知の通り、主として土地を持つておつて、その上に建てる建築費がない方を、まず第一段に置いて救つて行つたわけであります。ところが御承知のように、建築費もそう予定されたやうに安く上らぬというやうな例がいろ／＼ございまして、のみならず、自分の住宅でございまして、希望もいろ／＼加わつて参りまして、とかく建築費というものがかさばつて参ります。その結果、土地を買う方面の費用などはなるべく少くするということ、御指摘になるやうな地価の安いところというふうになつて参りますので、公共団体の負担とか、あるいは市民生活としては非常に不便なところ、とにかくこういう種類の建物がつつという結果も免れ得ないのではなからうかと思ふのであります。しかしそういう一段のことが済んで参りますと、ただ単に土地の問題を考へずに住宅だけを対象にするという貸付けの方法では、解決できない面が出て参りますので、先舞提案理由にも御説明申し上げましたやうに、土地についても相当考慮して、できるだけ利便をはかりたい、こういうふうな今度の改正でなつて参つたのであります。従つて、土地購入資金についても、相当程度に貸付けの対象になるといふことになりまして、実際問題といたしましては、よほど上手にやらなければならぬと考へておりますが、一庶民土地問題につきまして、比較的市民生活に

不便でないというところにつきましても、一庶民貸付けの対象になつたことは、住宅問題解決の一つの進歩でないか、こういうふうな考へております。御指摘の通り、過去における貸付け条件のきつうくつきから、市民生活を割方享有できない方面にこういうものが建つたという傾向は、確かにあつたと考へられるのでありますが、今度の改正によりまして、そういう点もある程度解決されるのではないかと考へておる次第であります。

○内海委員 土地の取得、造成あるいは譲渡に關して、省内においてもいろいろな御議論があるやに承つております。もちろん省内の協力をはかることは先決問題であります。これと同時に、地方公共団体の積極的協力が必要であると考えられるのであります。これに對しての建設省としての準備はどの程度まで考へられておられるか、その点を承りたい。

○南政府委員 お答え申し上げます。御承知の通り最近の傾向といたしましては、国民の衣食住中、何と申しまして、この住宅問題が緊急に解決をしなければならぬ社会問題として、最も重要なものでなからうかと考へるのであります。そういう意味合いにおきまして、あるいはこの程度の予算計上とか、あるいはこの程度の計画では、お前の言うほど政府は力を尽してないという御非難もございしようが、現下のいろ／＼な財政事情その他の点から考へまして、政府といたしまして精一ぱいのところをやつたわけでありまして、この通り国の中央機関が考へておりますやうに、地方団体も協力してやつてくだきますならば、私は住宅問

題を解決できるのじやないか、こういうふうな考へておりますが、地方団体の財政状態その他の状態から、必ずしも国が考へておるほど協力しなかつたというの、間々ある実例でなからうかと考へております。しかしながら御承知のやうに現在の法律体制のもとにおきまして、国の予算面の考慮とかいろいろなことを、よほど積極的の考へなければ、公共団体については強制するわけにはなか／＼参りかねる。従つて、補助の条件で、あるいは公共団体に国の政策に協力させるやうに、できるだけ間接強制のやうな形でやつて行きます。しかしこういう段階が一段落済みますれば、またより以上の方法で解決しなければならぬ面も出て参ると考へますが、現段階におきましては、今のような方法で相当程度の効果はあ

げ得る、こういうふうな考へておるやうな次第であります。

○内海委員 南次官のお言葉はよくわかりました。ぜひその御方針で進みをお願いしたいと思います。

なお、融資についてであります。地方公共団体を優先して計画的に不燃住宅の推進を期することが、最も重要ではないかと考へられるのであります。要するに、この不燃住宅政策についてお考へがございましたら、この際御所見を承つておきたいと思ひます。

○南政府委員 お答え申し上げます。この住宅問題につきまして、従来のやうな木造家屋でやつて行くという考へ方について、いろ／＼の問題を勘案して参りますならば、できるだけ耐火耐震にかえて行かなければならぬことは、お言葉の通りであります。そういう

意味合いにおきまして、いわゆる住宅政策に關連を持ちます不燃化地帯に補助金を出す、あるいは北海道の耐震耐火の特別の法律をつくるというやうな方法によりまして、そういう方面のこともあわせ考へて推進しておるものでありますけれども、将来の見通しをいたしましては、もつと力を注いで耐震耐火の建物にして参らなければ、今後の住宅問題は解決しないというやうに、私個人といたしましては考へておるやうな次第であります。できますことならば、住宅問題は、外国がやつておりますやうに耐震耐火の建物にかえて行く。ただ、今まで日本がやつておりましたやうな住宅を、急激にこれを變更して参りますと、相当つり合ひぬ面が出て参りますので、勢い微温的にならざるを得ないのでありますけれども、国の方向といたしましては、将来は国の施設として耐震耐火のものしかやらないやうに持つて行かなければならぬ時期が間もなく来るというやうに、私自身考へておるやうな次第であります。

○内海委員 建設大臣は、住宅または土地の譲渡、移譲について、譲受人の資格、譲渡の方法及び譲渡価額、これらを規制することができるようになつておるやうであります。これらに對していかなる対策を持つておるか、たとえば既成市街地内に多層家屋建築を行う場合、原住者を優先収容する措置について、住居者と地主、貸家人等の關係は、きわめて困難な場合が起ると思われるのであります。これもやはり本法案審議にあつたつては最も重大な点だと思ふのでありますが、これらの点に對していかなる考へをもつて臨ま

○**鮎川説明員** 土地の造成事業によりましてこれを譲渡いたします際に、譲渡価額の方法あるいは譲受人の資格、譲渡価額等につきまして、規制をいたすことになつておるわけであります。この趣旨は、申すまでもなく住宅金融公庫の資金は、国家公共の資金でございます。また低利資金であるわけでございます。従いまして、その資金によりまして利益を企図するという事業に、これを貸し付けるといふことには行かぬわけでございます。従いまして、この趣旨に合いますように譲渡価額、譲渡方法等につきましては規制をいたしたいと考えておるわけでございます。その詳細につきましては、省令等によりまして規制をいたすと考えてございますが、先ほど御質疑がありました点につきましては、その際にいろいろ検討いたしまして、十分に考慮いたしたいと考えております。

○**内海委員** 住宅払底の現状からするならば、一つの世帯でも多く、一戸でも多く住宅を供給することが理想でなければならぬのであります。が、国がこれらに對して融資する以上は、住宅建築の居住単位、規模を規正し、構造について指導的措置をいかに考慮しておるかということが、われ／＼の聞きたいところであります。大なる単位規模のものに對して、融資上の規正をどういうようにお考えになつておるか、こゝにまたこの機会に明らかにしてもらいたい。

○鮎川説明員　ただいまの住宅の基準に關する問題でございますが、これにつきましては、従来におきましても融資によつて建設されますところの住宅が一定の規格以上であるように、これは公庫におきましても業務報告書に基きまして、これを規定いたしております。住宅の主要な部分につきましては、その基準以下であつてはならないように指導いたしておるわけであります。そのやり方につきましては、今後ともこれを踏襲いたしまして、さらに実情に合うようにいたすというふうに考えておりますとともに、なお改正案につきましては、第十九条の二におきまして、多層家屋の敷地の基準等につきましては、この基準を守つてやれるように、さらにこれを追加いたしました次第でございます。

○内海委員 先ごろの住宅局長の提案理由説明によつて、おおよそはわかつておるのでありますけれども、なおただいままでの御説明は、私の考えておるところとはば一致しておるのであります、どうぞ当局においてもこの線に沿うて十分細心の注意を払つて、本

法の運営を願いたいということを希望いたしました、私の質問を終わります。

○瀬戸山委員長代理 志村君。

○志村委員　いろ／＼前の委員の質問と重複いたすかもしれませんが、なるべくそれを避けて、こまかい点であります。二、三の点についてちよつと申し上げたいと思います。

まず第一に第十七条の第四項に「公庫は、貸付金に係る住宅の建設を容易にするため必要があると認める場合においては、土地を取得し、造成し、及び譲渡する事業又は土地を造成し、及

ひ譲渡する事業を行う会社その他の法人並びにこれらの事業を行う地方公共団体に對し、土地の取得及び造成又は土地の造成に必要な資金を貸し付けることができる。——この中に「会社その他の法人」ということが書いてございませうけれども、一般の公共団体だけでなくて、法人に對しても土地の開発造成等に融資をされるということになりますと、要綱にその業務を実施するに適切な組織と能力を有する法人というふうに、ただ抽象的に書いてございませうが、これをどういうふうに解釈されるのであるか。たとえば電鉄会社あたりが、その路線の近くに新しく土地を買い、これを分譲するということで、ある程度思惑的な営利本位の考え方から土地を買収する場合もありますが、そういうようなものに對しても融資をされるのであるかどうか。もし、されるということになつたならば、はたして所期の住宅を建設するたゞめの目的に合うかどうかということに、大きく疑問がかかつて来るのであります。が、融資する先の法人の資格については、どういうふうにお考えになつておるかお聞きしたいと思ひます。

○鮎川説明員　土地の開発造成事業を行います会社その他の法人というものは、どういふものであるかという点の御質問でございませうが、これは先ほども申し上げましたように、開発造成いたしました土地が、できるだけ低い価格で譲受人の手に渡るといふことがその目的でございませうし、さらにその目的を果しますためには、先ほども申し上げましたように、譲渡方法、譲渡価格その他の点について制限をいたしまして、利益を目的とする造成事業、あ

るいは譲渡事業ということは行えないようになつておるわけであります。従いまして、この条件に基きまして、この事業を実施できまふところの団体は、地方公共団体とか、公共団体が出資いたしました公益的な法人でございしますが、なお、それ以外の法人におきまして、ただいま御指摘がありました電鉄会社などにおきましても、こういう目的と、こういう方法に沿つてやるということになりまして、これによつて利益を得るといふことがございませうならば、考えられると思つております。

○志村委員 次に附帶事業として、公庫が建売りをやるということが書いてございますけれども、これは一時金によつて支払わせるのか、あるいは割賦販売等の方法によつてやらせるのかで、割賦販売の方法によつてなるべく住居者の負担を少くするということが、趣旨に合するのではないかと思うのでありますが、公庫としてはどういう方針でやられるのか、それを聞きたい。

○鮎川説明員 公庫の附帯業務といたしまして、公庫がみずから直接に土地を取得いたしましたして、住宅を建設することができるようになっておるのであります。この趣旨は、もちろん土地対策上の問題として出たわけでございます。従来公庫におきましては、附帯業務といたしまして、住宅の設計工事に関する指導、または土地のあつせん等を行ひ得るようになっておるわけであります。こういう事業を行います際には、公庫におきまして、みずから直接に土地を取得して造成する必要

がある場合も出て参りますし、またそういう土地に住宅を建てまして分譲するということ、たとえばモデル・ハウスをつくるというようなこともございます。広大な土地をあつせんいたします場合、またそれを譲渡いたしますような場合には、数軒の家を建てまして、これを譲渡するということも考えられるわけでありまして、そういうような場合に、こういう業務ができるということにいたしましたわけでございます。その際に譲渡いたします場合には、主として従来の公庫の利用者というものが対象になるわけでございますから、その利用者の負担に耐え得るような方法でやらなければならぬと考えておるわけでございますので、お説のように長期の割賦分譲の方式になると存じます。

○志村委員 私の希望いたしますことは、今の住宅事情から考えまして、割賦販売もよろしいのですがさらに一步を進めて、この住宅金融公庫が貸家建築までするというところまで、一步前進していただきたいと思うのでありますが、今のところはそういう規定になつておりません。できれば、そういうふうな形に持つて行つていただきたいと考えておるのでありますが、建設省ではどういふ方針でおりますか、それをお聞きしたいと思います。

○鮎川説明員 もちろん、公庫におきまして直接に貸家事業を行うことも、当然考えられるわけでございまして、またこの方法も、私どもは必ずしも悪いというふうには考えていないわけですが、ただいままでの住宅金融公庫におきましては、住宅金融という方式によりまして、住宅建設のため

の資金を融資いたしまして、それによつて住宅建設をいたして参つたわけでございますので、一応従来の方式に基づく建前から、現在まではこの程度にいたしたわけでございます。

○志村委員 現在までは、この法律案に出ておりますのは、そういうふうな御趣旨でありますけれども、最近の住宅事情から考え、またそれに入居する階級、階級の生計費等から考えまして、できることならば貸家住宅の建設まで進んでいただきたいというので、その希望に対して、建設省では、将来のお考えとしてはどういふふうになつておるかということをお伺いしたいのであります。

それから次に、中層家屋と高層家屋の貸付金の利率であります。中層家屋の場合には年五分、それから高層家屋のものは年四分五厘で、いずれも資金運用部資金の金利よりも安い金利で貸し付けられることになつておりまして非常に低利であります。低利であることはまことにけつこうであります。が、ほかの貸付金に比較して特にこれが非常に安い金利に置かれておるといふ理由はどこにありますか、その二点の御説明をお願いいたします。

○鮎川説明員 ただいま御質問の基礎になりましたのは、おそらくこの改正案が作成される相当前におきまします要綱ではないかと思ひます。以前におきましては、中層家屋ないし高層家屋というふうなわけまして金利を考えたかどうかというふうな問題も、検討されておりましたけれども、ただいま国会に提案されております改正案におきましては、金利は従来通りの金利にな

つております。

○志村委員 もう一つ。これは今提案されておる法律案とは別な問題であります。が、実際に公庫住宅をつくつた人々が、自分の名前前でくじが当つたけれども、それを友人に譲るといふような方法——債務の譲渡といふんです。そういうふうな形で融通がつけられておるのであります。ところが今の公庫の業務規定ではそういうことが行われないうふうになつております結果、譲り受けたい人は、いつまでも自分の名義にはならない、譲渡した人間は、いつまでも自分が責任を負わなければならないというふうなことで、非常に実際上不便を来す部面が多いというふうなことも聞きます。が、そういうような場合に、ある程度内部の業務規定を緩和するなどの方法によつて、便宜をはかつてもらうようなことをお考え願いますかどうか、その点をお聞きしたいのであります。

○鮎川説明員 ただいま御質問のありましたのは、公庫の抽籤に当りまして権利を持つておる者が、ほかの者に譲るといふような場合、これをできるだけやりやすいようにしたかどうかというふうな御質問の趣旨のように伺つたわけではあります。が、従前まで、公庫といつたしましては、御承知のように抽籤という方式で公庫の申込人のまず第一の資格を定めておつたわけでございまして抽籤に当りました場合には、原則としてましては、当つた方を最後まで契約の対象としたして考へて業務を進めておるわけでございまして、もし途中でございまして当つた方が権利を放棄するといふような場合には、原則としてこれ

は公庫におきましてその権利者を名簿から落しまして、その分は、さらに譲るといふ方法ではなくて、公庫の方にこれを一括いたしまして、たとえば災害の場合とかその他にまわしておるわけでございまして。ただ、住宅が建設に着手されましてから以後にいろいろ問題が起りまして、最終的に建設が完了できないうような場合には、この建築物を完成させるというふうな建前から、そういう場合にのみ、できるだけ権利を他の同じような資格の人に譲るといふことも認めておるわけでございしますが、そういう場合に、もしいろいろ不便な点がございまして、やりにくい点がございまして、やりにくい点がございまして、さらに私どもといたしまして、やり方について検討いたしまして、できるだけ問題がないようにいたしたいと考えております。

○志村委員 先ほどの質問に御回答願えなかつた点が一つあります。住宅金融公庫が将来貸家建築まで進まれるお考えがあるかどうか、その点をお伺いしたい。

○南政府委員 住宅問題についての志村さんの御質問の将来の見通しでございますが、住宅金融公庫が将来貸家まで建てるような方向に進むことの問題につきましては、私はいろいろ議論があると思ひます。しかし心持としては、非常に重大な問題でもあり、政府といたしまして、できるだけこの住宅問題を取上げて解決して行くといふ心構えの上からいいますと、将来はやはり住宅金融公庫におきまして貸家も建てて行くといふよう

なふうにならざるを得ないものと私は考えております。考えておりますが、現段階におきましては、まだいろいろ議論がある、こういうふうな考えでおるわけでございまして、いずれは住宅金融公庫のごときは、自己の名において自分の建物で建て、あるいはまた純営利的でなくて、相当公共的な意味を持つたものの住宅対策が一段落着くといふことになつて参りますれば、住宅金融公庫のごときものは貸家まで出て参るべきものというふうな私たちは考えておるわけであります。ただ、今の段階におきましては、そこまで行くよりも、民間資金を動員してできるだけ事業量を増大するという意味合いにおいて、まだそこまで行くのは早い、こういうふうな私たちは考えておるようなわけであります。

○志村委員 ただいまの国民の所得状態から見て、特に勤労階級の家計費の内情から見まして、自力で住宅を建てるということは、きわめて困難な状態でありまして、金融公庫から融資を受けて自分の家を建てるという階層は、以前では自力で住宅を建てる力であつた階層の人々であるという状態でありまして、従つて、国民生活がだんだん窮乏するに従つて、それらの人たちは次第に減つて来て、やがて住宅金融公庫で融資を受けて自己の住宅を建てるという人は、だんだん減つて来るというふうな現状であります。それに反比例して、貸家の要求はますます多くなつて来るというのが現状であります。から、先ほどお話になりました将来貸家を建てる必要はないといふ情勢になるかもしれないという意味は、

非常に重大なものと私は考えております。従つて、そういうようなことは、将来試みとしてはやつて行きたいというお話につきましては、私は非常に満足するものであります。そういう手段をできるだけ早くとつていただきたいといふことをここにお願い申し上げます。私の質問を終ります。

○瀬戸山委員長代理 田中角榮君。田中(角)委員 本日は大臣がおいでになつておりませんから、南政務次官に意見を申し上げて、この次ぐの委員会において結論を得たら、省議にかけて研究していただきたい。

というのは、今度住宅金融公庫法の一部を改正する法律案が提出をせられておりますが、現在は字句の修正とか条文を整理するとか、こういうものをお出しになる段階ではなく、もうすでに住宅金融公庫法そのものを抜本的に再検討しなければならぬときじやないかということをお伺い。前から申し上げておるわけであります。土地がないから、土地に対しては融資の対象にするとか、七割五分ではもう建たないから、八割にする、八割五分にする、九割にする、やがて全額を貸すといふことになつてしまふ。そればかりでなく、償還年限も十五年を二十五年に、三十年にし、やがて百年になるだらう。しかも償還金が返せない場合は、これを別途に免除する方法も考えようといふように、こういう考えをどこまでも続けて行くといふことは、正しい行き方じやないかと私は考えておるのです。日本の住宅事情が非常に悪いことは、言うまでもないのであります。が、先進国は日本よりもつと合理的

なやり方を現在やつております。絶対量が必要ないから、小さなものをたくさんつくる。もつと端的にはつきり表現しますと、安かろう悪かろう、やがて十五年後、二十年後になつて、償還期限が切れるときには、もうくず家になつてしまふのではないかと、こういう住宅行政は、やはり抜本的に再検討しなければいけないと私は考えております。そういう意味において、当委員会でも前にいろいろ議論をしておつたようなわけでありますが、住宅金融公庫の行き方をもう少し根本的に考える場合には、今の公営住宅法による公営住宅のある部分とこれを一つにして、特に人口稠密な都市等に建設する場合には、不燃建築でなければならぬという方向に持つて行くべきだ。しかも、この資金の問題には、ただに一般会計からの財源だけにたよらないで、いわゆる損害保険の剰余金をもつて住宅建設を行うというようなことを、イタリヤでもやつております。そういうように、少し根本的な問題を考へて、将来の国富を増す、しかもそれが都市計画の一環となるような方向に持つて行くべきだと思ひます。今のような状態でこの法律を通して行きますと、土地の値上りというものは、うなぎ登りになります。まづたく平面都市であつて、やがて十年後には、東京から高崎までは東京都になつてしまふだらう。こういう状態を続けるべきではない。もうすでに建設省は、こういう法律を出す場合には、少くともこの時期においては、こういう法律をこういうふうに変更するのだという一つの軌道と目標をもつてやらなければいけない。

ない。私は前からそういう意見を申し上げておるのではありませんが、どうも絶對量が足りないから、いちいちこつこつするやうな考えより一步も出ないのであります。すでに先般の委員会でも申し上げた通り、土地の値段を下げ、都市は立地都市にしなければいけない。そのためには、耐火建築促進法、住宅金融公庫法、公営住宅法、官庁營繕法、この四つの法律を組み合せることによつて、こういう目的は達成せられる。だから、ここで思い切つて都市における土地の取用を行うというやうな太い線を打出して、少くとも人口十万以上の都市に建てられるところのもの、不燃構造物でなければいけないとか、しかも規格によつて四階十二メートルにするとか、十二メートルにするとか、物価の値上りを十分押さへ得るだけの措置が講ぜられるわけであつて、もうすでにその段階ではないかと思ひます。特に今他の委員諸君も言われたやうに、實際上頭金を出して自分のうちをつくるということには、なか／＼むずかしいやうであります。無理をしてつくつても、償還ができなくなる。できなくなるから、途中で売り飛ばしてしまふ。今課長が平たく答弁をしておられましたが、實際抽籤には当たつたけれども、建てられない。建てられないから、事實は売り飛ばしてある。全然住宅金融公庫の帳面に載つておられない人が所有権を持つておるの、たくさんあります。これは事實なんです。だから、あつてはならないものがあるの、困つたもの、ですというこだけ、こういうものを片づけるわけには行かない。必然的にうち

はつくれないという状況になつておるのです。私はそういうことを考える場合に、住宅金融公庫は、今までの住宅金融公庫の精神よりも別な面にその本筋を求めて、場合によつては、住宅金融公庫が規格による共同住宅を建てて貸すという方面に、根本的に切りかえてもいいのではないかと。私はそういうことを真剣に考へておるので。だから、ただ、今までの住宅金融公庫に対する観念そのものを引継ぐというやうなことでなく、場合によつては、都市におけるものは、住宅金融公庫法の抜本的改正によつて、五大都市でも十都市でも、あるいは二十の都市でもよろしいですから、ある一つの規格以上の都市に行ふ業務だけは貸家に切りかえてしまふ——これは少し荒つぱい理論ではあるが、筋の通つた議論なんです。そういうやうに、もう少し真剣にものを考へないと、ただ土地がないから土地に貸そう、金がないから十割貸そうということには、どうも賛成しがたい。こういうことについて、今すぐ建設省の意見をまとめると言つても、まとまるわけではありませんが、やがてこの法律案の審議が終るまでに、住宅金融公庫の幹部諸君にも御出席を願つて、こういう根本的な問題に対して討議を行いたいという考へを持つておられますから、建設省においても意見をまとめておいていただきたい。何回もこの委員会であつた意見を出しておるのであります。予算も衆議院を通過し、今こそこういう抜本的な法律改正を行うときでありますから、あまり枝葉末節の改正だけをお出しにならないで、ひとつこういう機会

に思い切つた改正を考へられてはどうかという私の意見だけを申し上げておきます。

○南政府委員 田中さんの御意見は、前会にも前々会においても、つつしんで拝聴したものであります。今回の法律は、御指摘のやうに、悪くいへばだん／＼伸ばして行くやうな点も見られるのでありますけれども、その反面におきましては、真剣に多層建築、多層家屋というやうな、いわゆる高層建築も考へ、それに耐震、耐火のものを加えて行く点も出て参つてゐるのであります。これは量の問題と質の問題との兼ね合ひで——御意見としてはまことに拝聴しなければならず、また将来もこういう種類のものの国家の施設事項として、そうあつてしかるべきものという私個人の意見は持つておりますけれども、具体的な政治の面におきましては、量と質との兼ね合ひで、田中さんの御意見のやうにそう百八十度にはなかなか転換ができないものかと思ひます。しかし御意見はまことに拝聴しなければならぬものであり、あの非常な震災を受けて、まづ質よりも量というやうな住宅政策がそろ／＼一段落を告げまして、二十年、三十年、五十年、百年の国家の大計のもとにおける国民の血税の向け方につきましては、御意見のほどもごつともと思はれる点があるのであります。いづれ機会を設けまして公庫の首脳部等も出席させ、御意見通り一べん真剣に議論をさせたいと思ひますから、その機会までひとつお待ち願つて、今回のこの改正につきましては、すみやかに御意見をおまとめくださいます、御審議、

通過賜るやうに、お願い申し上げます。

○赤澤委員 先ほどの志村委員の御質問に関連したことですけれども、今までのうかつかり讀んでいたので、十七条の第一項の第三号に「自ら居住する住宅を必要とする者に対して住宅を建設して賃貸する事業を行う会社その他の法人」というのがあります。これは東京都の住宅協会なんかもこれに入るのでしょうか、「会社その他の法人」というのは何ですか。そういうのがございまして、一応例をあげて見せていただきます。

○鮎川説明員 従来の十七条第一項の三号には、ただいまおつしやいましたやうに「会社その他の法人」となつておりました。先ほど御指摘のやうな住宅協会とか、住宅公社とか、いろいろ名前がかわつておりますが、地方公共団体等の出資による協会等が主になつております。その内訳は、大体現在財団法人が主でございまして、社団法人も若干ございします。公庫設立当初におきましては、純民間的なものもございしましたけれども、これは賃貸価格その他につきまして、省令でいろいろ制限いたしておりました。営利としてはなかなか設立し、経営するのが困難であるという条件になつておりますので、現在ではほとんどすべてが府県公共団体の出資する協会等がやつてゐるわけでございます。

○赤澤委員 そういう省令があるというのを聞いて、なるほどとわかつたのですが、この法文の条項を見ただけでは、おそらくだれもそういう判断はできないと思ひます。今の段階で、

たとえば営利会社が社宅を建てる場合——これは非常に問題になつてゐるのですが、この法律のもとで可能でございますかどうか、御説明をお願いします。

○鮎川説明員 会社などがその従業員のために社宅を建てます際の資金の貸付けの問題につきましては、昨年の国会で御審議願ひ通過いたしました産業労働住宅資金融通法というのがございまして、公庫が別の条件で資金の貸付けをいたしておりますので、それに該当いたしますものはそちらの方になるわけでございます。従業員のための住宅というのはいたしてないわけでございます。

○瀬戸山委員長代理 本案に関する残余の質疑は次会に譲りまして、次に災害復旧に関する件を議題といたします。

前回の委員会において村瀬委員より要求のありました資料を、大蔵省から提出されましたので、これから阪田理財局長の御説明を求めます。

○阪田政府委員 先般の委員会におきまして、昭和二十九年年度の政府の財政投融資の計画並びにそれに対する三党の修正案による変更の関係につきまして、御質問がございました。資料が整備しておりますので、十分その御説明ができませんでしたが、本日配付いたしました資料に基づきまして御説明申し上げます。

一枚紙の「三党修正案に伴う昭和二十九年年度財政投融資資金計画修正表」という表がございと思いますが、これによりましてごらん願ひたいと思います。以前の資料におきましては、資金運用部関係のみしか記載しておりませんでした。一般会計から支出をいたします

もの、及び資金運用部、簡易保険、産業投資会計等から投融資いたしますもの、それから公債債に關するもの等も入れまして、この一覧表をつくつたのでございます。この表で括弧内に入つております分が修正前の政府の原案でございまして、その下にあるのが三党修正後の数字でございます。

最初に一番上の欄にある開発銀行であります。これは当初は二百七十五億を資金運用部から出しまして、産業投資会計からは七十五億、合計三百五十億の運用と、自己資金の収入として、回収金であります。三百億の回収金をもつて六百五十億円の貸付けをいたす、こういう計画になつておりました。

三党修正の結果十五億円の資金運用部からの貸出しが減少いたしました。なお中小企業金融公庫に對して、中小企業関係の貸付を肩がわりいたしました代償として、十九億円の中小企業金融公庫から受入れる予定になつておりました。これが延期することになりまして、減少いたしましたので、合せて三十四億の歳入の減になるわけでございます。

六十六億の貸付を明年年度においていたす、こういう数字になるわけでございます。開発銀行関係は、御承知のように電力会社あるいは石炭、鉄鋼、造船その他重要産業に融資をいたすことになつておりまして、この減少された数字に基いて、あらためてどういう内訳でどういう方面に融資すべきかということについてた

だいま検討中でございます。輸出入銀行につきましてはがわりはございません。電源会社も同様でございます。農林漁業公庫につきましては、一般

会計から九十五億、資金運用部から百五億、合計二百億、回収金と合せて二百二十五億の融資をいたすことになつております。三党修正によつて政府の予算が増加いたしました関係上、それに伴う農林漁業公庫の融資等が増加すると予定される分が約七億ほどございまして、これはこの二百二十五億の計画の中で処理することにいたしました。資金の増加はほとんどございせん。

それから国民金融公庫の方は、そこにごさいますように、当初の計画に對しまして二十一億資金が増加されまして、最後の欄でございますが、三百二十三億が二十一億ふえて、修正では三百四十四億という貸出しを見ること

になつたのであります。なおこの国民金融公庫の欄の「自己資金等」というところに、自己資金等の回収金でありまして、二百三十三億という数字が抜けておりますので、御記入願ひたいと思います。

住宅金融公庫は、かわりはないと思ひます。中小企業金融公庫につきましては、先ほど申し上げましたように、開発銀行に返さなければならぬ十九億を延期することにしたので、明年年度は二百九億の貸付けができることになつたわけでありまして、それから金融債引受けにつきましては、当初二百億の計画が十億減りまして、百九十億ということになりました。

これを農林中央金庫、商工組合中央金庫、興業銀行、日本長期信用銀行の四者に貸すわけでありまして、その内訳等につきましては、この前に申し上げましたように、まだはつきりいたし

ておりません。それから政府事業の国鉄、電電公社等につきましては、今回は変更をしておらないわけで、資金運用部から九十五億、公債債が百九十億という計画になつておるわけでありまして、

それから地方債の関係におきましては、元の計画は、資金運用部から四百三十億、地方債の引受けをするはずでありましたが、予算が増加いたしましたに伴ひまして、その補助事業関係の起債等にいろいろ増減がございました。結局四億ほど地方債で増加いたしましたので、その分を資金運用部で引受けることにいたしましたわけでございます。

それで財政投融資の総額といたしましては、終りから三行目の一番下でございますが、二千八百五億が、昭和二十九年年度の財政投融資の数字でありまして、この総額は三党修正によりまして動いていない、内部におきまして、中小企業金融公庫、国民金融公庫に合計四十億を増加いたしました。なお地方債につきまして四億を増加いたしました。それにかわひまして開発銀行と金融債の関係が減少したということになつておるわけでありまして、大体かような計画になつております。

もう一枚配付いたしました資料は「国民所得の推移」といふような表題がついておりますが、これは大体明年年度の資金運用部あるいは簡易保険等におきまして、ただいま御説明申し上げました運用計画を立てます場合に、その原資に充てる資金が、どの程度見込まれるかという点につきまして、御参考までに提出いたしましたものでございます。ここにございまして、明

年度の国民所得は、経済審議庁の調査によりまして、大体二十九年年度において五兆九千八百億という見込みになつておりますが、そのうちで租税等で引かれるものを除きまして、可処分所得といたしましては、大体五兆一千七百七十一億、そのうちで四兆一千九百五十六億が個人消費の方に向けられ、残りの九千八百五十五億が個人貯蓄の方へまわる、こういうような経済審議庁の方の見通しになつておるわけでございます。これに對しまして、資金運用部、簡易保険等に直接関係のございす郵便貯金の方の見方はどうなつてい

るかと言ひますと、ここにございまして、二十九年年度は郵便貯金は九百億に増加いたすというように見ておるわけでございます。国民所得、あるいは可処分所得、あるいは個人貯蓄等の見込み額に對する割合は、いづれも二十八年年度よりもやや多く見ておるわけでありまして、これはいろいろ貯蓄の吸収等に努めるつもりであります。大体本年年度の趨勢等から見まして、九百億程度の増加は見込み得ると考えまして、明年年度の資金運用部に見積つたわけでございます。

次の簡易保険の年金資金の関係も、まったく同様でございます。二十八年年度の四百六十億に對しまして、二十九年年度は五百億を見込んでおるのであります。これは地方債の引受け等の資金にまわるわけでありまして、国民所得分その他、やはり本年よりもやや多く見込んでおるような次第でございます。最近の簡易保険の契約等の状況を

見ますれば、この程度のもので大体来年度見込み得るのではないか、かように考へておるのであります。

六

簡単でございますが資料について御説明申し上げます。
○瀬戸山委員長代理 ただいまの阪田局長の説明に対して、質疑があれば、これを許します。――質問がございませなければ、本日の委員会はこれにて散会いたします。
次会は公報をもつて御通知いたします。

午後零時十六分散会

昭和二十九年三月十七日印刷

昭和二十九年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局